

令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第114号	上越市立公民館条例の一部改正について	社会教育課	1～3
議案第115号	上越市体育施設条例の一部改正について	スポーツ推進課	4～5
議案第137号	指定管理者の指定について（高田城址公園 野球場等 17 施設）	スポーツ推進課	6～8
議案第138号	指定管理者の指定について（柿崎総合運動 公園野球場等 5 施設）	スポーツ推進課	9～12
議案第139号	指定管理者の指定について（上越市立オー ルシーズンプール）	スポーツ推進課	13～16
議案第141号	損害賠償の額の決定及び和解について	学校教育課	17
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第6 号）	社会教育課ほか	18～30

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 4 号
提 出 課	社会教育課

上越市立公民館条例の一部改正について

1 改正理由

上越市立吉川地区公民館東田中分館など3つの施設について、利用実態や老朽化の状況を踏まえ、それぞれ供用を廃止するもの

2 改正内容

条文中で引用する施設から、上越市立吉川地区公民館東田中分館、上越市立吉川地区公民館泉谷分館及び上越市立吉川地区公民館勝穂分館を削る。（第2条の2、別表関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

4 上越市立公民館条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																												
<p>（地区公民館等の設置）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>上越市立頸城地区公民館明治南分館</td> <td>上越市頸城区花ヶ崎591番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">（削除）</td> </tr> <tr> <td>上越市立吉川地区公民館竹直分館</td> <td>上越市吉川区竹直1745番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		上越市立頸城地区公民館明治南分館	上越市頸城区花ヶ崎591番地	（削除）		上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市吉川区竹直1745番地	（略）		<p>（地区公民館等の設置）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>上越市立頸城地区公民館明治南分館</td> <td>上越市頸城区花ヶ崎591番地</td> </tr> <tr> <td>上越市立吉川地区公民館東田中分館</td> <td>上越市吉川区東田中175番地</td> </tr> <tr> <td>上越市立吉川地区公民館泉谷分館</td> <td>上越市吉川区泉谷51番地</td> </tr> <tr> <td>上越市立吉川地区公民館勝穂分館</td> <td>上越市吉川区赤沢1033番地</td> </tr> <tr> <td>上越市立吉川地区公民館竹直分館</td> <td>上越市吉川区竹直1745番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		上越市立頸城地区公民館明治南分館	上越市頸城区花ヶ崎591番地	上越市立吉川地区公民館東田中分館	上越市吉川区東田中175番地	上越市立吉川地区公民館泉谷分館	上越市吉川区泉谷51番地	上越市立吉川地区公民館勝穂分館	上越市吉川区赤沢1033番地	上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市吉川区竹直1745番地	（略）	
名称	位置																												
（略）																													
上越市立頸城地区公民館明治南分館	上越市頸城区花ヶ崎591番地																												
（削除）																													
上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市吉川区竹直1745番地																												
（略）																													
名称	位置																												
（略）																													
上越市立頸城地区公民館明治南分館	上越市頸城区花ヶ崎591番地																												
上越市立吉川地区公民館東田中分館	上越市吉川区東田中175番地																												
上越市立吉川地区公民館泉谷分館	上越市吉川区泉谷51番地																												
上越市立吉川地区公民館勝穂分館	上越市吉川区赤沢1033番地																												
上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市吉川区竹直1745番地																												
（略）																													

改 正 案		改 正 前																																																													
別表（第4条、第12条関係）		別表（第4条、第12条関係）																																																													
(1) 略		(1) 略																																																													
(2) 分館		(2) 分館																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">頸城地区公民館 南分館</td> <td>会議室1</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>吉川地区公民館 竹直分館</td> <td>体育館</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		施設名		使用料 (1時間につき)	(略)			頸城地区公民館 南分館	会議室1	110円	会議室2	110円	大会議室	480円	調理実習室	120円	(削除)			吉川地区公民館 竹直分館	体育館	480円	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">頸城地区公民館 南分館</td> <td>会議室1</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">吉川地区公民館 東田中分館</td> <td>体育館</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">吉川地区公民館 泉谷分館</td> <td>体育館</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">吉川地区公民館 勝穂分館</td> <td>体育館</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>吉川地区公民館 竹直分館</td> <td>体育館</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		施設名		使用料 (1時間につき)	(略)			頸城地区公民館 南分館	会議室1	110円	会議室2	110円	大会議室	480円	調理実習室	120円	吉川地区公民館 東田中分館	体育館	450円	集会室	230円	吉川地区公民館 泉谷分館	体育館	410円	集会室	200円	吉川地区公民館 勝穂分館	体育館	410円	集会室	220円	吉川地区公民館 竹直分館	体育館	480円	(略)		
施設名		使用料 (1時間につき)																																																													
(略)																																																															
頸城地区公民館 南分館	会議室1	110円																																																													
	会議室2	110円																																																													
	大会議室	480円																																																													
	調理実習室	120円																																																													
(削除)																																																															
吉川地区公民館 竹直分館	体育館	480円																																																													
(略)																																																															
施設名		使用料 (1時間につき)																																																													
(略)																																																															
頸城地区公民館 南分館	会議室1	110円																																																													
	会議室2	110円																																																													
	大会議室	480円																																																													
	調理実習室	120円																																																													
吉川地区公民館 東田中分館	体育館	450円																																																													
	集会室	230円																																																													
吉川地区公民館 泉谷分館	体育館	410円																																																													
	集会室	200円																																																													
吉川地区公民館 勝穂分館	体育館	410円																																																													
	集会室	220円																																																													
吉川地区公民館 竹直分館	体育館	480円																																																													
(略)																																																															
備考 略		備考 略																																																													

<参考>施設の概要

施設名称	上越市立吉川地区公民館東田中分館
所在地	上越市吉川区東田中175番地
構造	体育館 木造平屋建て
建物面積	319.00 m ²
設置年度	昭和30年度
設置目的	上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

施設名称	上越市立吉川地区公民館勝穂分館
所在地	上越市吉川区赤沢1033番地
構造	体育館 木造平屋建て
建物面積	298.00 m ²
設置年度	昭和33年度

設置目的	上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。
------	--

施設名称	上越市立吉川地区公民館泉谷分館
所在地	上越市吉川区泉谷 51 番地
構造	体育館 鉄骨造一部木造平屋建て 集会室 木造平屋建て
建物面積	444.00 m ²
設置年度	昭和 47 年度
設置目的	上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第115号
提出課	スポーツ推進課

上越市体育施設条例の一部改正について

- 1 改正理由
施設の利用実態を踏まえ、上越市春日山ペタンク場の供用を廃止するもの
- 2 改正内容
条例中引用する施設から上越市春日山ペタンク場を削除する。（別表第1、別表第2関係）
- 3 施行期日
令和6年4月1日
- 4 上越市体育施設条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案					改 正 前				
別表第1（第2条、第8条関係）					別表第1（第2条、第8条関係）				
名称	位置	利用時間	休館日		名称	位置	利用時間	休館日	
(略)					(略)				
上越市少年 野球場	上越市 大字富岡 1088番地1	日の出～ 日没	教育委員会 が定める日		上越市少年 野球場	上越市 大字富岡 1088番地1	日の出～ 日没	教育委員会 が定める日	
(削除)					(削除)				
上越市 総合運動 公園	上越市 大字戸古 野目古 新田398 番地1	9:00～22:00 (ただし、照明設備のないテニスコートにあっては、9:00～日没)	教育委員会 が定める日		上越市 総合運動 公園	上越市 大字戸古 野目古 新田398 番地1	9:00～22:00 (ただし、照明設備のないテニスコートにあっては、9:00～日没)	教育委員会 が定める日	
クラブハウス	上越市 大字戸古 野目古 新田375 番地	9:00～22:00	教育委員会 が定める日		クラブハウス	上越市 大字戸古 野目古 新田375 番地	9:00～22:00	教育委員会 が定める日	
(略)					(略)				
別表第2（第3条、第13条関係）					別表第2（第3条、第13条関係）				
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金				
施設名	占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額 (1人につき)			施設名	占用利用の上限額 (1時間につき)	共用利用の上限額 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき			区分	2時間につき	1月につき
(略)					(略)				
上越市少年	240円				上越市少年	240円			

改正案						改正前					
野球場						野球場					
(削除)						上越市春日山ペタンク場 無料					
						上越総合運動公園 会議室					
1面につき 510円						1面につき 510円					
360円						360円					
(略)						(略)					
備考 略						備考 略					

<参考>施設の概要

施設名称	上越市春日山ペタンク場
所在地	上越市春日山一丁目 3292 番地 1
構造	32m×35m=1,120 m ² (12面) 20m×37m=740 m ² (7面)
敷地面積	2,450.00 m ²
設置年度	平成 17 年度
設置目的	広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第137号
提出課	スポーツ推進課

指定管理者の指定について（高田城址公園野球場等 17 施設）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	一般財団法人上越市スポーツ協会
所在地	上越市木田一丁目 17 番 33 号
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日
設立目的	上越市民及び近隣住民の体育・スポーツの普及・振興を図り、市民の健康増進並びに体育・スポーツを通じたまちづくりの推進に寄与すること
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ振興事業の企画・運営に関する事 ②市民の体力向上及び競技者の競技力向上に関する事 ③スポーツ指導者の育成及び資質の向上に関する事 ④加盟団体の強化発展と相互の連絡調整に関する事 ⑤スポーツ振興に関する調査・研究に関する事 ⑥スポーツ活動の顕彰に関する事 ⑦広報及び啓発活動に関する事 ⑧上越市が設置する体育施設の管理運営受託に関する事 ⑨上越市から委託された体育・スポーツ事業の受託に関する事 ⑩その他目的を達成するために必要な事業を行う事

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

当市のスポーツ活動の中核を担う団体であり、体育施設の管理と一体的に取り組むことによって、施設の有効活用が期待できることから、公募は行わず、一般財団法人上越市スポーツ協会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安心・安全・快適を提供する場として管理運営を実施 ②スタッフによるアイデア・工夫を活かした施設の管理運営を実施 ③スポーツを楽しむ心を施設管理に活かす ④利用者の声を常に真摯に受け止めた管理運営
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本と

した。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)教室及びイベントの企画及び実施
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	23	○	
②サービス向上	35	21	29	○	
③管理の安定	10	6	6	○	
④経費の縮減	10	6	6	○	
⑤その他	15	9	13	○	
総合評価	100	60	77	適切	

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	378,630
②令和6年度指定管理料(委託料)		75,724
③令和7年度指定管理料(委託料)		75,725
④令和8年度指定管理料(委託料)		75,726
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		75,727
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		75,728
⑦前指定期間の指定管理料平均額		58,925
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	84,005

(2) 主な増減理由

- ・エネルギー価格や人件費・諸物価の高騰等によって、指定管理料が増額した。
- ・適正利益を計上したことに伴い、指定管理料が増額した。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第138号
提出課	スポーツ推進課

指定管理者の指定について（柿崎総合運動公園野球場等5施設）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	新東産業株式会社
所在地	東京都渋谷区渋谷東一丁目26番20号
設立年月日	昭和41年12月20日
設立目的	①建物総合管理業務 ②冷暖房電気設備運転保守管理業務 ③清掃一般業務 ④警備保障業務 ⑤冷暖房、給排水衛生電気設備等の設計並びに施工 ⑥建物に付随する委託代行管理業務及び諸設備の設計 ⑦建物工事、土木工事の請負施工 ⑧学校その他各種団体の給食事業 ⑨発電所の電気設備の設計並びに施工 ⑩酒類の販売業務 ⑪労働者派遣事業 ⑫上記各号に附帯する一切の業務
団体の事業	設備管理、清掃、警備業務等
管理の実績	・リージョンプラザ上越（平成16年4月から） ・上越科学館（平成30年4月から） ・妙高市ほっとランド（平成9年3月から令和3年3月まで） 等

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定の理由

公募に応じた1社について、上越市教育委員会指定管理者選定委員会の全ての委員が、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した新東産業株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>【管理運営の方針】</p> <p>①SDGsの視点に立ったスポーツ振興と発展</p> <p>②個人情報の漏洩防止の徹底</p> <p>③利用者からの意見・要望を最大限反映</p> <p>④誠実な施設運営と管理、各種法令順守で適切な運営体制の整備</p> <p>⑤環境問題を十分に認識し、「健全で恵み豊かな環境を継承できる」取組を推進</p>
--

2 上越市教育委員会指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	佐藤 賢治	上越市立三和中学校講師
経営精通者	岩崎 康文	株式会社上越工産代表取締役社長
財務精通者	笹川 香織	税理士（笹川税理士事務所）
施設の利用者の代表	大滝 幸治	施設利用者
	小林 良一	施設利用者
	樋口 優子	施設利用者
市職員	市川 均	市教育部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
11月1日（水）	募集要項等の説明、選定基準の検討 書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	6人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- (ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、提出された書類と面接により、各委員が個別に「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準点を満たしている場合に総合評価として適切とした。その後、委員間の合議により、候補者としての適否を決定した。

ウ 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)教室及びイベントの企画及び実施
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	全ての項目が適切（○）であること

エ 審査結果

○ 各委員の評価結果

	最高点	基準点	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		F委員	
①	30	18	24	○	30	○	20	○	30	○	29	○	24	○
②	35	21	26	○	31	○	25	○	35	○	29	○	24	○
③	10	6	6	○	10	○	8	○	10	○	8	○	6	○
④	10	6	6	○	10	○	6	○	10	○	6	○	6	○
⑤	15	9	11	○	15	○	10	○	15	○	11	○	11	○
計	100	60	73		96		69		100		83		71	
総合評価			○		○		○		○		○		○	

※財務精通者については、書類審査による財務状況のチェックを実施

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、評価結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

○ 委員会の総意

	結果	理由
最終評価	適切	委員による多数決で決した。

オ 委員会の主な意見

- ・市民サービス向上のため、施設で働く職員の給与水準についてもベースアップするよう取り組んでほしい。
- ・講座の開催に当たっては、適切な利用料金を設定して欲しい。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	267,280
②令和6年度指定管理料(委託料)		53,456
③令和7年度指定管理料(委託料)		53,456
④令和8年度指定管理料(委託料)		53,456
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		53,456
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		53,456
⑦前指定期間の指定管理料平均額		40,033
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	67,115

(2) 主な増減理由

- ・前指定期間内において、柿崎屋内水泳プールの大規模改修工事に伴い、運営期間が短縮したため指定管理料が減額となり、指定管理料の増減額においては増額となった。
- ・エネルギー価格や人件費・諸物価の高騰等によって、指定管理料が増額した。
- ・適正利益を計上したことに伴い、指定管理料が増額した。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第139号
提出課	スポーツ推進課

指定管理者の指定について（上越市立オールシーズンプール）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社新潟ビルサービス
所在地	新潟市中央区上大川前通九番町 1268 番地 2
設立年月日	昭和 38 年 4 月 1 日
設立目的	①建築物及び施設の維持管理、運営の請負 ②建築物及び建築設備の設計、施工、監理の請負 ③警備業法に基づく警備保安業務 ④労働者派遣事業 ⑤ガス、水道、電気等公共料金の検針、計算、請求代行業務 ⑥清掃用機材及び用品の販売 ⑦一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集及び運搬業務 ⑧損害保険の代理店業務 ⑨自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務 ⑩飲食店営業及び酒類、食料品、雑貨販売 ⑪前各号に附帯する一切の業務
団体の事業	清掃、環境衛生管理、建物営繕工事業務等
管理の実績	・糸魚川市健康づくりセンター「はぴねす」（令和 2 年 4 月から） ・長岡市 B & G 海洋センター（平成 22 年 4 月から）等

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

公募に応じた 1 社について、上越市教育委員会指定管理者選定委員会の全ての委員が、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した株式会社新潟ビルサービスを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>【管理運営の方針】</p> <p>①公共性の確保と説明責任、コンプライアンスの徹底 ②官民協働による政策の達成 ③効率的で適切な維持管理 ④利用者ニーズの把握と反映 ⑤地域社会への取組</p>
--

2 上越市教育委員会指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	佐藤 賢治	上越市立三和中学校講師
経営精通者	岩崎 康文	株式会社上越工産代表取締役社長
財務精通者	笹川 香織	税理士（笹川税理士事務所）
施設の利用者の代表	大滝 幸治	施設利用者
	小林 良一	施設利用者
	樋口 優子	施設利用者
市職員	市川 均	市教育部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
11月1日（水）	募集要項等の説明、選定基準の検討 書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	6人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- (ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、提出された書類と面接により、各委員が個別に「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準点を満たしている場合に総合評価として適切とした。その後、委員間の合議により、候補者としての適否を決定した。

ウ 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)教室及びイベントの企画及び実施
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	全ての項目が適切（○）であること

エ 審査結果

○ 各委員の評価結果

	最高点	基準点	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		F委員	
①	30	18	28	○	30	○	22	○	30	○	30	○	25	○
②	35	21	32	○	34	○	25	○	35	○	33	○	30	○
③	10	6	10	○	10	○	6	○	10	○	8	○	8	○
④	10	6	8	○	10	○	8	○	10	○	8	○	8	○
⑤	15	9	12	○	15	○	10	○	15	○	14	○	12	○
計	100	60	90		99		71		100		93		83	
総合評価			○		○		○		○		○		○	

※財務精通者については、書類審査による財務状況のチェックを実施

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、評価結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

○ 委員会の総意

	結果	理由
最終評価	適切	委員による多数決で決した。

オ 委員会の主な意見

- ・忘れ物について、利用者に分かりやすいよう情報を発信してほしい。
- ・施設運営に当たっては、安全を第一に考えて運営してほしい。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	248,107
②令和6年度指定管理料(委託料)		49,576
③令和7年度指定管理料(委託料)		49,585
④令和8年度指定管理料(委託料)		49,615
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		49,651
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		49,680
⑦前指定期間の指定管理料平均額		28,442
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	105,897

(2) 主な増減理由

- ・エネルギー価格や人件費・諸物価の高騰等によって、指定管理料が増額した。
- ・適正利益を計上したことに伴い、指定管理料が増額した。

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 1 号
提 出 課	学校教育課

損害賠償の額の決定及び和解について
(市立小学校地内 人身事故)

- 1 事故発生年月日 平成 21 年 12 月 22 日 午前 11 時 50 分頃
- 2 事故の発生場所 上越市立小学校 (教室内)
- 3 和解の相手方 市内在住 女性

4 概 要

年 月	内 容
平成 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 学校の管理下である給食準備の時間中、複数の児童が関わる中で右顔面を負傷 *学校での応急処置後、市内医療機関を受診 *以後、市内の他医療機関を定期的に受診し治療を継続
令和 2 年 6 月 ～ 令和 4 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> 相手方が新潟簡易裁判所へ民事調停を申立て *市に対し損害賠償として相当額の支払いを求める *令和 2 年 9 月から令和 3 年 11 月まで計 5 回民事調停を実施 *賠償額が折り合わず調停不成立
令和 4 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 相手方が市及び加害児童とその保護者を相手に、新潟地方裁判所高田支部へ損害賠償請求訴訟を提起 (後日、加害児童に対する訴えを取下げ)
令和 5 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が和解案を提示
令和 5 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 原告、被告において議会において決議されることを条件に和解可能と返答

5 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 10,070,000 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金のうち、概算払いした 620,000 円及び独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により支払われた 2,250,000 円を合わせた 2,870,000 円を差し引いた 7,200,000 円を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

6 和解する理由

裁判所より上越市が支払い義務を負う損害賠償の額を 7,200,000 円とする和解案が提示されたため

7 今後の手続

議決後、令和 6 年 1 月 17 日の和解期日において裁判上の和解をする予定

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第95号
提出課	社会教育課

歳出科目 (P30～P31)	2款1項30目	春日謙信交流館費
----------------	---------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
春日謙信交流館管理運営費	12,387	219	12,606

主な補正財源		主な経費	
一般財源	219	需用費	219

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、春日謙信交流館の光熱水費に不足が見込まれることから所要額を増額するもの

【補正内容】

○春日謙信交流館

科目	補正前	補正額	補正後
光熱水費	3,445	219	3,664
うち電気料金	1,528	219	1,747

歳出科目 (P30～P31)	2款1項31目	八千浦交流施設はまぐみ費
----------------	---------	--------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
八千浦交流施設はまぐみ管理運営費	41,328	890	42,218

主な補正財源		主な経費	
一般財源	890	需用費	890

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、八千浦交流施設はまぐみの光熱水費に不足が見込まれることから所要額を増額するもの

【補正内容】

○電気料金

区分	補正前	補正額	補正後
八千浦交流館はまぐみ	4,691	443	5,134
スポーツハウスはまぐみ	1,264	105	1,369
合計	5,955	548	6,503

○ガス料金

区分	補正前	補正額	補正後
八千浦交流館はまぐみ	2,082	342	2,424

提出課	スポーツ推進課
-----	---------

歳出科目 (P32～P33)	2款7項1目	総合文化施設運営費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
リージョンプラザ上越管理運営費	170,816	15,587	186,403

主な補正財源		主な経費	
一般財源	15,587	補償、補填及び賠償金	15,587

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	15,587	19,587
エネルギー価格高騰補填金	0	15,587	15,587

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
リージョンプラザ上越	15,587	新東産業株式会社

提出課	教育総務課
-----	-------

歳出科目 (P 48～P 49)	10 款 1 項 2 目	事務局費
------------------	--------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
教育プラザ等管理費	44,719	831	45,550

主な補正財源		主な経費	
一般財源	831	需用費	831

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、教育プラザの光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○教育プラザ

科目	補正前	補正額	補正後
光熱水費	10,964	831	11,795
うち電気料金	6,377	831	7,208

歳出科目（P48～P51）	10款2項1目	学校管理費
---------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小学校施設管理費	811,043	9,530	820,573

主な補正財源		主な経費	
一般財源	9,530	需用費	9,530

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、市立小学校の燃料費及び光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○小学校47校

科目	補正前	補正額	補正後
燃料費	36,630	1,186	37,816
光熱水費	386,104	8,344	394,448
うちガス料金	62,044	8,344	70,388

歳出科目（P50～P51）	10款3項1目	学校管理費
---------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中学校施設管理費	408,417	4,504	412,921

主な補正財源		主な経費	
一般財源	4,504	需用費	4,504

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、市立中学校の光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○中学校 22校

科目	補正前	補正額	補正後
光熱水費	197,883	4,504	202,387
うちガス料金	30,155	4,504	34,659

提出課	社会教育課
-----	-------

歳出科目 (P50~P51)	10款5項1目	社会教育総務費
----------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
はーとびあ中郷管理運営費	55,757	1,663	57,420

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,663	需用費	1,663

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、はーとびあ中郷の光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○はーとびあ中郷

科目	補正前	補正額	補正後
光熱水費	6,075	1,663	7,738
うち電気料金	3,707	1,071	4,778
うちガス料金	1,992	592	2,584

提出課	社会教育課
-----	-------

歳出科目 (P50～P51)	10款5項1目	社会教育総務費
----------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
上越科学館管理運営費	69,333	1,732	71,065

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,732	補償、補填及び賠償金	1,732

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	1,732	1,732
エネルギー価格高騰補填金	0	1,732	1,732

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越科学館	1,732	新東産業株式会社

歳出科目 (P52～P53)	10 款 5 項 3 目	図書館費
----------------	--------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
高田図書館管理運営費	79,968	2,018	81,986

主な財源		主な経費	
一般財源	2,018	需用費	2,018

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、高田図書館の光熱水費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○高田図書館

科目	補正前	補正額	補正後
光熱水費	14,584	2,018	16,602
うち電気料金	10,365	2,018	12,383

歳出科目 (P52～P53)	10 款 5 項 3 目	図書館費
----------------	--------------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
直江津学びの交流館管理運営費	89,057	1,843	90,900

主な財源		主な経費	
一般財源	1,843	負担金補助及び交付金	1,843

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、直江津学びの交流館の直江津駅前ビル管理組合共益費負担金に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○直江津学びの交流館

科目	補正前	補正額	補正後
共益費負担金	13,800	1,843	15,643

提出課	学校教育課
-----	-------

歳出科目 (P52～P53)	10款6項2目	学校保健管理費
----------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
学校保健管理費	119,518	7,200	126,718

主な補正財源		主な経費	
諸収入	7,200	補償、補填及び賠償金	7,200

【補正理由】

平成21年12月22日に市立小学校において発生した人身事故について、相手方との協議が整ったことから、損額賠償金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

科目		補正前	補正額	補正後
諸収入	学校災害賠償保険金	3,405	7,820	11,225

補正額は平成26年に概算払いした損害賠償金620千円を含む

(歳出)

科目		補正前	補正額	補正後
損害賠償金		3,405	7,200	10,605

提出課	スポーツ推進課
-----	---------

歳出科目 (P52～P53)	10款6項4目	体育施設費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
体育施設管理運営費	354,172	7,121	361,293

主な補正財源		主な経費	
一般財源	7,121	補償、補填及び賠償金	7,121

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	7,121	7,121
エネルギー価格高騰補填金	0	7,121	7,121

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
高田城址公園野球場他 12 施設	1,897	一般財団法人上越市スポーツ協会
柿崎総合運動公園野球場他 3 施設	5,224	新東産業株式会社

歳出科目（P52～P53）	10款6項5目	オールシーズンプール費
---------------	---------	-------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
オールシーズンプール管理運営費	34,275	5,432	39,707

主な補正財源		主な経費	
一般財源	5,432	補償、補填及び賠償金	5,432

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	5,432	5,432
エネルギー価格高騰補填金	0	5,432	5,432

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市オールシーズンプール	5,432	株式会社新潟ビルサービス